

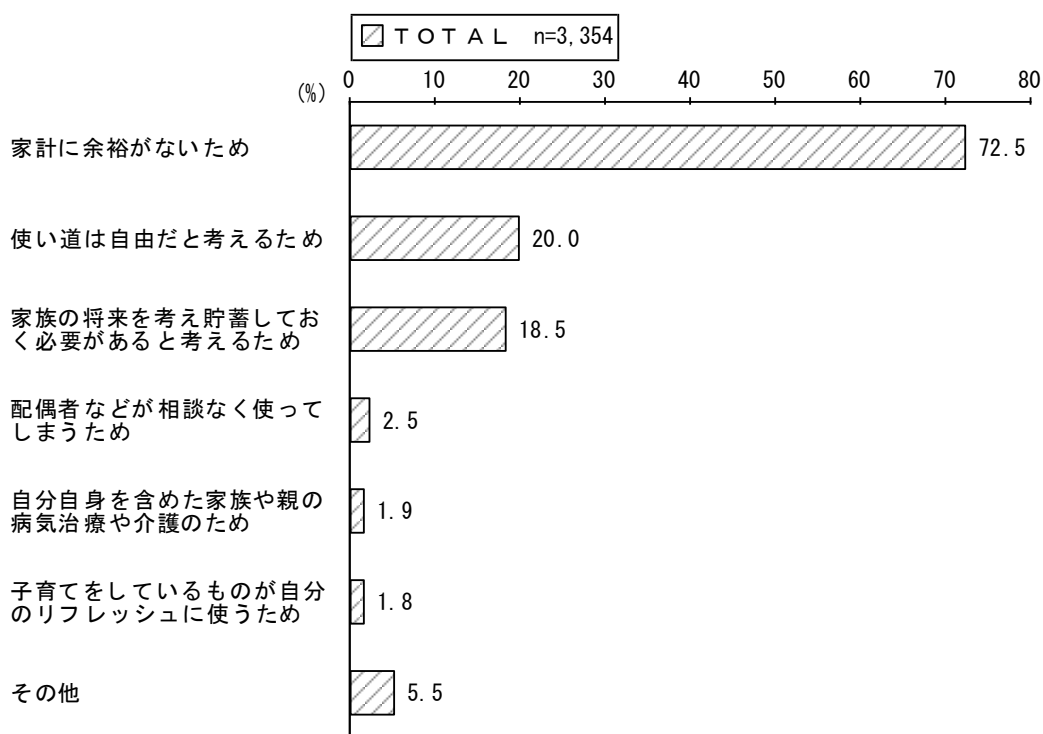
(4) 使途を子どものために限定利用できない理由

① 全体

前述 23～51 ページで児童手当等の使途、52～59 ページで児童手当等の使途予定のそれぞれにおいて複数回答を得たもののうち、「大人のおこづかいや遊興費」「子どもに限定しない家庭の日常生活費」「子どものためとは限定しない貯蓄・保険料」を選択回答した 3,354 サンプルから、子どものために限定利用できない理由について、複数回答での回答を得た。

その結果、「家計に余裕がないため」が72.5%で最も高く、次いで「使い道は自由だと考えるため」20.0%、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」18.5%、「配偶者などが相談なく使ってしまうため」2.5%、「自分自身を含めた家族や親の病気治療や介護のため」1.9%、「子育てをしているものが自分のリフレッシュに使うため」1.8%となっている。

図表Ⅱ-5-39 使途を子どものために限定利用できない理由（複数回答）



② 長子学齢区分別

長子学齢区分別にみると、最も割合が高い項目は、いずれも「家計に余裕がないため」となっている。未就学児では、「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」が2番目に高く、小学生以上では「使い道は自由だと考えるため」が2番目に高い。

「家計に余裕がないため」の割合は中学1～3年生では77.3%で最も高く、0～3歳が61.8%で最も低く、その差は15.5ポイントとなっている。

「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」の割合は長子学齢が低くなるほど高くなる傾向がある。

図表Ⅱ-5-40 長子学齢区分別の用途を子どものために限定利用できない理由（複数回答）

| 長子学齢区分 | n= | 家計に余裕がないため | と使い道は自由だと考えるため | あると考えるため | 貯蓄の将来を必要と考えるため | 家族の将来を必要と考えるため | 配偶者などが相談なく | のため | や親の病気を治療や介護 | 自分自身を含めた家族 | に使うため | が自分のレジャーのもの | 子育てをしつめるもの | その他 |
|---------|-------|------------|----------------|----------|----------------|----------------|------------|-----|-------------|------------|-------|-------------|------------|-----|
| TOTAL | 3,354 | 72.5 | 20.0 | 18.5 | 2.5 | 1.9 | 1.8 | 5.5 | | | | | | |
| 0～3歳 | 523 | 61.8 | 20.7 | 29.3 | 1.5 | 1.1 | 2.3 | 6.3 | | | | | | |
| 4～6歳 | 571 | 72.0 | 19.4 | 19.8 | 1.9 | 1.4 | 1.9 | 5.4 | | | | | | |
| 小学1～3年生 | 698 | 71.5 | 19.6 | 19.2 | 3.2 | 2.1 | 1.9 | 7.0 | | | | | | |
| 小学4～6年生 | 814 | 76.3 | 20.3 | 16.3 | 2.5 | 2.8 | 1.7 | 3.9 | | | | | | |
| 中学1～3年生 | 748 | 77.3 | 20.1 | 11.9 | 3.1 | 1.7 | 1.6 | 5.5 | | | | | | |

③ 世帯年収階級別

世帯年収階級別にみると、最も割合が高い項目は、1,000万円以上を除き、「家計に余裕がないため」となっており、1,000万円以上では、「使い道は自由だと考えるため」となっている。

「家計に余裕がないため」の割合は世帯年収が低くなるほど高くなる傾向があり、300万円未満では94.3%で最も高く、1,000万円以上が30.3%で最も低く、その差は64.0ポイントとなっている。

一方、「使い道は自由だと考えるため」と「家族の将来を考えて貯蓄しておく必要があると考えるため」の割合は世帯年収が高くなるほど高くなる傾向がみられる。

図表Ⅱ-5-41 世帯年収階級別の用途を子どものために限定利用できない理由（複数回答）

| 世帯年収階級 | | 家計に余裕がないため | と使い道は自由だと考えるため | 貯蓄として考えるため | 家族の将来を考えると必要が | 配偶者などが相談なく | のた親の病気を治療や介護 | 自分自身を含めた家族 | に使うため | が自分のレジャーの | 子育てをしつづけるもの | その他 | (%) |
|---------------|---------|------------|----------------|------------|---------------|------------|--------------|------------|-------|-----------|-------------|-----|-----|
| TOTAL | n=3,354 | 72.5 | 20.0 | 18.5 | 2.5 | 1.9 | 1.8 | 5.5 | | | | | |
| 300万円未満 | 653 | 94.3 | 7.4 | 6.0 | 1.5 | 2.5 | 0.6 | 1.4 | | | | | |
| 300～600万円未満 | 1,344 | 82.1 | 14.9 | 17.0 | 1.8 | 2.0 | 1.5 | 3.6 | | | | | |
| 600～1,000万円未満 | 981 | 61.0 | 27.1 | 25.3 | 4.1 | 1.4 | 2.4 | 7.1 | | | | | |
| 1,000万円以上 | 376 | 30.3 | 41.8 | 28.5 | 2.7 | 2.1 | 3.7 | 15.7 | | | | | |

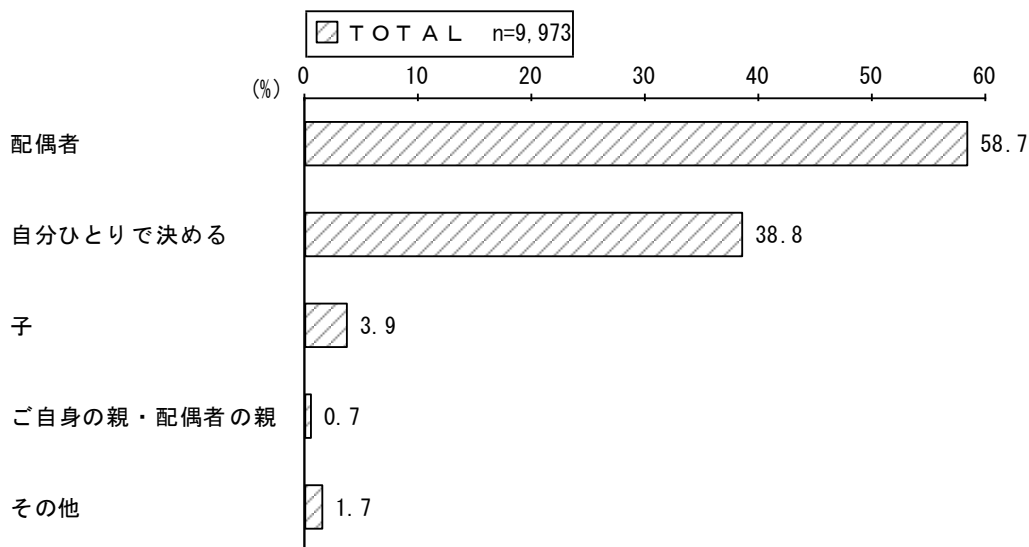
(5) 児童手当等の使途決定相談相手

① 全体

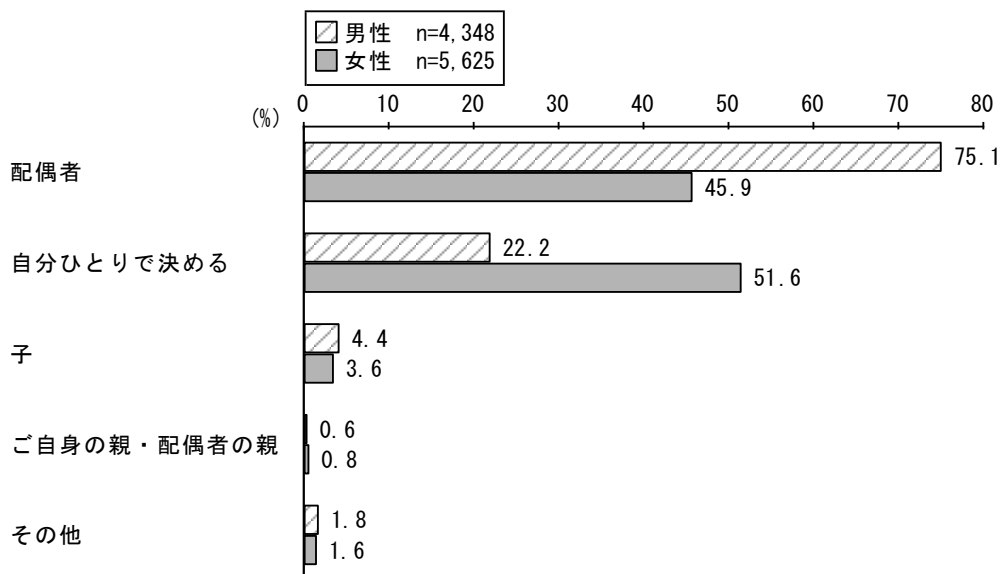
児童手当等の使途を誰と話し合っているかについて、複数回答での回答を得た。その結果、「配偶者」（と話し合っている）が58.7%で最も高く、次いで「自分ひとりで決める」38.8%、「子」3.9%、「ご自身の親・配偶者の親」0.7%となっている。

回答者の性別についてみると、男性（子どもの父親）では、「配偶者」（と話し合っている）が75.1%と最も高く、次いで「自分ひとりで決める」は22.2%となっている。女性（子どもの母親）では、「自分ひとりで決める」が51.6%最も高く、次いで「配偶者」が45.9%となっている。

図表 II-5-42 児童手当等の使途決定相談相手（複数回答）



図表 II-5-43 児童手当等の使途決定相談相手回答者性別（複数回答）



② 長子学齢区分別

長子学齢区分別にみると、いずれも「配偶者」（と相談して決める）が最も高く、次いで「自分ひとりで決める」、「子」となっている。「配偶者」の割合は長子学齢が低くなるほど高くなっている。0～3歳は70.4%で最も高く、中学1～3年生は49.2%で最も低く、その差は21.2ポイントである。

「自分ひとりで決める」の割合は長子学齢が高くなるほど高くなっている。中学1～3年生は46.9%で最も高く、0～3歳は27.7%で最も低く、その差は19.2ポイントである。「子」の割合は長子学齢が高くなるほど高くなっている。中学1～3年生は5.4%で最も高く、0～3歳は2.3%で最も低く、その差は3.1ポイントである。

図表Ⅱ-5-44 長子学齢区分別の児童手当等の使途決定相談相手（複数回答）

| 長子学齢区分 | n= | 自分ひとりで決める | 配偶者 | | 子 | ご自身の親・配偶者 | その他 | | | |
|---------|-------|-----------|--------|--------|------|-----------|------|-----|-----|-----|
| | | | 子どもの父親 | 子どもの母親 | | | | | | |
| TOTAL | 9,973 | 38.8 | 25.0 | 75.0 | 58.7 | 55.8 | 44.2 | 3.9 | 0.7 | 1.7 |
| 0～3歳 | 2,045 | 27.7 | 24.6 | 75.4 | 70.4 | 42.8 | 57.2 | 2.3 | 0.9 | 2.2 |
| 4～6歳 | 1,865 | 35.8 | 25.3 | 74.7 | 62.2 | 49.8 | 50.2 | 3.9 | 0.5 | 1.3 |
| 小学1～3年生 | 1,970 | 39.4 | 24.1 | 75.9 | 58.2 | 57.7 | 42.3 | 3.9 | 0.7 | 1.6 |
| 小学4～6年生 | 2,041 | 43.8 | 27.9 | 72.1 | 53.6 | 66.0 | 34.0 | 4.2 | 0.6 | 1.7 |
| 中学1～3年生 | 2,052 | 46.9 | 22.9 | 77.1 | 49.2 | 68.3 | 31.7 | 5.4 | 1.0 | 1.6 |

（「自分ひとりで決める」回答者のうち、子どもの父親25.0%、子どもの母親75.0%である。「配偶者」（と相談して決める）回答者のうち、子どもの父親（つまり母親に相談）55.8%、子どもの母親は44.2%である。）

③ 世帯年収階級別

世帯年収階級別にみると、世帯年収 300 万円未満を除き、いずれも「配偶者」（と相談して決める）が最も高く、次いで「自分ひとりで決める」、「子」となっている。世帯年収 300 万円未満では、「自分ひとりで決める」が最も高い。

「配偶者」の割合は世帯年収が高くなるほど高くなっている。1,000 万円以上は 64.7%で最も高く、300 万円未満は 43.0%で最も低く、その差は 21.7 ポイントである。

「自分ひとりで決める」の割合は世帯年収が低くなるほど高くなっている。300 万円未満は 52.4%で最も高く、1,000 万円以上は 32.2%で最も低く、その差は 20.2 ポイントである。

図表 II-5-45 世帯年収階級別の児童手当等の使途決定相談相手（複数回答）

| 世帯年収階級 | n= | 自分ひとりで決める | 子 | | 配偶者 | 子 | | 子 | ご自身の親・配偶者の親 | その他 | (%) |
|---------------|-------|-----------|--------|--------|------|--------|--------|-----|-------------|-----|-----|
| | | | 子どもの父親 | 子どもの母親 | | 子どもの父親 | 子どもの母親 | | | | |
| TOTAL | 9,973 | 38.8 | 25.0 | 75.0 | 58.7 | 55.8 | 44.2 | 3.9 | 0.7 | 1.7 | |
| 300万円未満 | 1,295 | 52.4 | 14.4 | 85.6 | 43.0 | 49.6 | 50.4 | 5.6 | 1.4 | 1.8 | |
| 300～600万円未満 | 3,700 | 40.2 | 18.6 | 81.4 | 57.9 | 50.2 | 49.8 | 3.2 | 0.5 | 1.5 | |
| 600～1,000万円未満 | 3,378 | 35.1 | 30.3 | 69.7 | 62.6 | 58.9 | 41.1 | 3.8 | 0.7 | 1.5 | |
| 1,000万円以上 | 1,600 | 32.2 | 45.0 | 55.0 | 64.7 | 64.7 | 35.3 | 4.4 | 0.8 | 2.3 | |